

名古屋市上下水道局が発注する工事に従事する方へ

上下水道局では、お客さま情報をはじめとした様々な情報をもとに上下水道や上下水道施設の維持管理・更新工事等を施工しています。

これらの情報は、当局とお客さま共有の大切な財産ですので、第三者に知られたり、紛失したりすることなどは決してあってはならず、そのためには情報を適正に保護し管理していくことが大切です。

このため、当局が発注する工事に従事する方(下請負人を含みます。)には、名古屋市情報あんしん条例及び個人情報の保護に関する法律等において、工事に関して知ることができた情報の機密保持と目的外使用の禁止を義務付けています。

工事の従事にあたっては、このような情報保護の重要性と自らに課された責務を認識していただき、社内で定めるマニュアルに従い、適切な情報の取扱いに心がけていただくようお願いします。

情報漏えいを起こさないための5箇条

- 社内のルールに従って情報を持ち出す！
- 持ち出す情報は必要最小限に！
- 施錠できる鞆等を使用するなど、携行中は紛失や盗難に常に注意！
- 情報は定められた保管場所で管理し、机上や車内に放置しない！
- 機密情報を送付、送信等するときは、送付物や送付先等に誤りがないか確認！

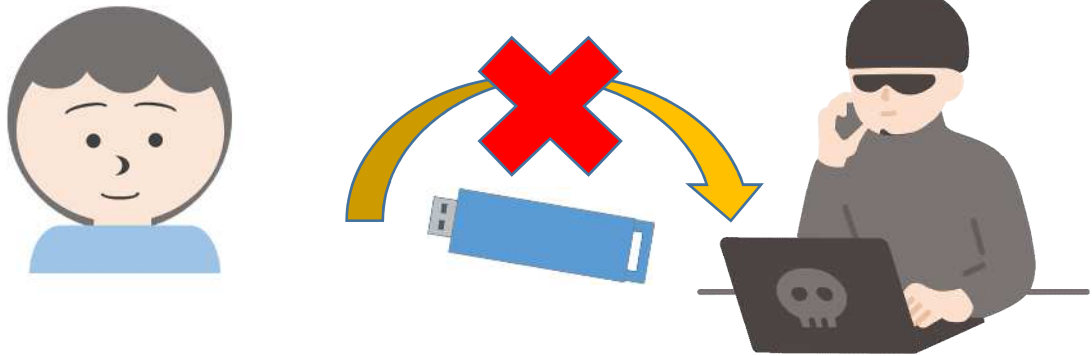
受注者の方へ

「情報に関する特記仕様書(工事請負契約用)」に基づき、情報取扱注意項目の遵守をお願いします。また、「情報の取扱いに関するマニュアル」を作成し、社員に周知してください。発注者に届け出た場合には、工事を第三者(下請負人)に請け負わせることができますが、その場合は、受注者が情報の取扱いに関して契約で課せられている事項と同一の事項を下請負人に遵守させなければなりません。受注者の社員への周知・教育のみならず、下請負人へのご指導をよろしくお願いいたします。

下請負人の方へ

下請負人も受注者と同様に、情報の取扱いに関する責任と義務が課せられます。社員の方への周知・教育をよろしくお願いいたします。

受注した工事に関して知り得た個人情報などの市の保有する情報※を、第三者に不正に提供したり、不法に利用した場合、罰則が適用されることがあります。



<p>名古屋市情報あんしん条例第35条</p>	<p>市から受託した業務に関して知り得た市の保有する情報(行政文書に記録されているものに限る。)を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき ⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>
<p>個人情報の保護に関する法律第176条</p>	<p>正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的の達成のために個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを)を提供したとき ⇒2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p>
<p>個人情報の保護に関する法律第180条</p>	<p>市から受託した業務に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき ⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>

※市の保有する情報には、市から取得した情報、業務に関して市民等から取得した情報等市が管理権限をもつ情報全てを含みます。